

消費税率引上げによる地方消費税交付金増収分の使途〔令和7年度当初予算〕

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源化分） 125,000千円

（歳出）社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,600,140千円

（単位：千円）

区 分	摘 要	経 費	財 源 内 訳			
			特 定 財 源		一 般 財 源	
			国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉分野	社会福祉団体運営費補助・負担金、公立総合福祉施設 運営経費、民生委員の活動事業費 など	69,493	6,767		9,641	53,085
医療分野	国民健康保険事業費会計繰出金、重度障害者医療費助 成、小児医療費助成、がん検診 など	427,289	96,493	901	50,703	279,192
介護・高齢者福祉分野	介護保険事業費会計繰出金、高齢者就業対策 など	227,601	6,910	19,854	30,868	169,969
子ども・子育て分野	私立保育所運営費助成、児童手当支給事業、公立子育て 支援施設運営経費 など	427,339	308,605	19,338	15,277	84,119
障害者福祉分野	障害者自立支援給付費、障害者福祉関係団体補助、地域 活動支援センター運営事業 など	448,214	327,977	0	18,480	101,757
生活援護等分野	貧困・格差対策等に要した経費 など	204		0	31	173
合 計		1,600,140	746,752	40,093	125,000	688,295

（注）1 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費は、主に扶助費や他会計に対する義務的繰出金などで構成されています。

2 引上げ分の地方消費税収は事務費や事務職員の人件費には充てないこととされています。

※社会保障制度の充実・安定化と財政の健全化を図るため、平成26年4月から消費税率が5%から8%に、令和元年10月からは10%に引き上げられました。
この消費税率引上げによる地方消費税交付金の増収分については、全て、年金・医療・介護・少子化対策の社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の
充実・安定化に充てることが定められており、本町においても、それらの経費に係る一般財源総額の中で、社会保障の充実・安定化のために広く充てることと
しています。